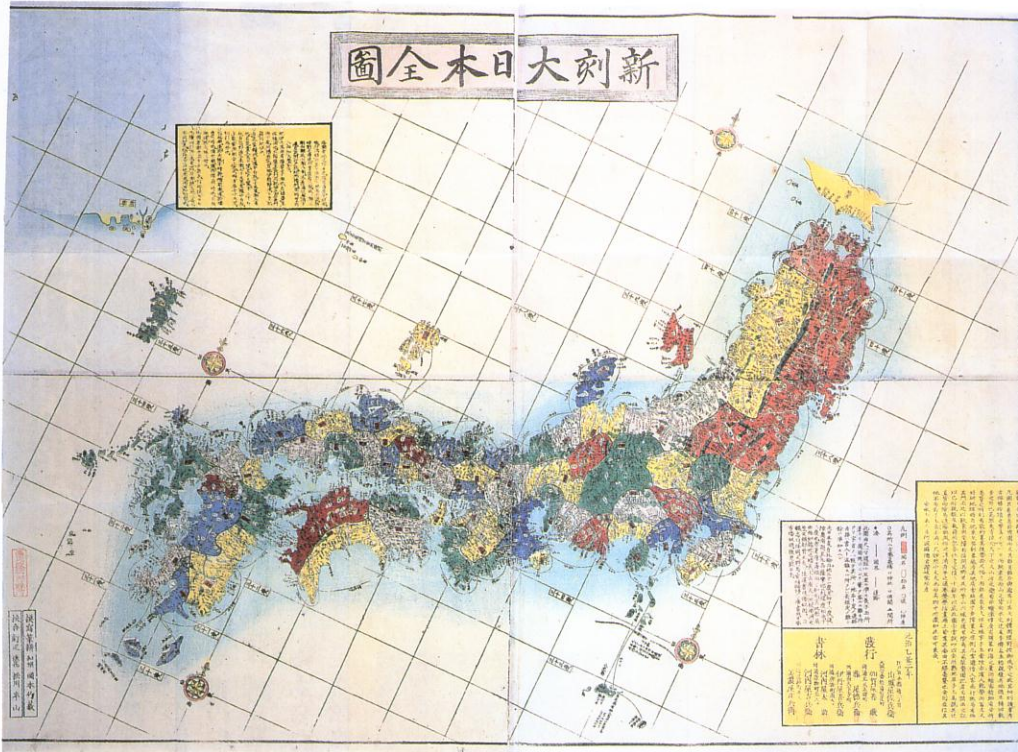


文書館だより

第22号

徳島県立文書館



新刻大日本全図
 神山町大栗家文書
 (当館寄託) 734×992 (mm)

カラフルな印刷の日本全図。安永年間長久保赤水によって編集された新刻日本輿地路程全図(通称、赤水図)を元治2年(1865)に江戸・大坂の出版元が複製印刷したもの。安永4(1775)年に徳島藩の儒者であった柴野栗山が記した解題をそのまま載せている。このような赤水図は、民間に流布した日本全図として明治初期まで利用されたといい、緯度経度が記されているところに特徴がある。この史料には、左隅に「西民政掛記録所」の判が押されており、明治初期に西民政所が所蔵していた備品が払い下げられたものであることがわかる。

目次

市町村合併時における資料の保存を	2	文書館のあゆみ(平成15年7月~12月)	7
学校教育とのさらなる連携をめざして	3	古文書を読む会 臨地見学会に参加して	7
公文書の閲覧システムについて	4	講座のご案内	8
古文書の世界 補完し合う「公文書」と「古文書」	6	文書館の利用案内	8

第28回資料紹介展 「写真で見る徳島の橋」

平成16年4月27日(火) ~ 7月19日(月)
 川の多い徳島県にとって、橋はかせないものでした。徳島県の近代化に大きく貢献した橋の姿を、古写真の中から紹介します。

特別企画展 「阿波人形浄瑠璃」

平成16年7月21日(水) ~ 10月31日(日)
 人形浄瑠璃は、江戸時代から昭和初期まで、庶民生活と密着した芸術・文化でした。全国に誇りうる阿波人形浄瑠璃の歴史に文書史料を中心にスポットをあてます。

文化の森「あわ文化」発信事業

阿波人形浄瑠璃に親しむ

第一部 阿波人形浄瑠璃ワークショップ
 第二部 阿波人形浄瑠璃芝居

とき 平成16年8月1日(日)

午後2時

ところ 二十一世紀館イベントホール

第28回企画展 「史料に見る徳島の災害」

平成16年11月2日(火) ~ 平成17年1月30日(日)
 地震や台風などの災害はいつどのような形で襲ってきたのでしょうか。公文書・古文書・写真などから、徳島に起きた災害を追ってみます。

第29回企画展 「幕末の儒者 新居水竹」

平成17年2月1日(火) ~ 4月24日(日)
 庚午事変の思想的リーダーとして処刑された徳島藩の藩儒新居水竹の姿を、史料から追及します。

学校教育とのさらなる連携をめざして

徳野 隆

その館をえらんだわけや
もっと調べたいこと

「えらんだわけは昔の物がたくさんあるから調べがいがあるからです。」
「むかしのものが、今、なぜあるのか。」
「八万町の昔はどんなだったか。」
「むかしの手紙をしらべたい。」

文書館の見学を終えて

「とても楽しかったです。それに、家族たちにも自まんできました。八万町のことがとくによく分かりました。」
「これからもむかしの本をほかんしてくださいね。」
「昔の本や地図や箱を見てこんな物があったんだなあと思いました。」
「帳箱や昔の本、いろいろなものを見せてもらいました。」

これは総合学習の一環として県立文書館を訪れてくれた、徳島市八万南小学校三年生のみなさんの事前アンケートと感想文の一部です。十一月十八日に当館を訪問してくれた児童のみなさんには、『昔の古文書や書類箱をみてみよう』『昔の資料で八万のことを調べてみよう』『質問コーナー』何でも聞いてね』『文書館探検』どんなものがあるのかな』『コメントと遊んでみよう』などの学習活動に挑戦してもらいました。



「なんてかいてあるのかなあ」
(八万南小学校総合学習)

とにかく元気で、好奇心旺盛で、しかも、こちらが驚くような鋭い質問を投げかけてくる児童のみなさんと一緒

に、私たち担当職員も新鮮でワクワクするような二時間を過ごすことができました。

今年度は八万南小学校のほかに、鳴門第一高等学校一年生の希望生徒が体験学習の一環として、また、徳島北高等学校二年生の希望生徒が就業体験学習(インターシップ)として当館を利用してくれました。彼ら高校生も、文書館の役割や資料を残すことの意味などを、驚くほどの早さで理解してくれました。



「ドアの向こうは歴史の宝箱」
(鳴門第一高校体験学習)

このような貴重な体験をする機会を与えていただいた児童生徒のみなさんと先生方に心から感謝をしています。

さて、ご承知のように、徳島県立文書館では、資料の収集・整理・保存と共に年間四回の企画展・資料紹介展の開催や年間三十回近い各種講座の開催など、普及活動にも力を入れています。このような活動を通して、郷土の歴史

や資料の保存・管理の方法を学びたいという県民の方々のニーズにお応えすることが、資料保存に関する一般の関心を喚起し、やがては資料の収集や閲覧利用者の増加につながるものであると私たちは考えています。

このような普及活動と共に、文書館の認知度を高め、利用者の裾野を広げるために、これから取り組みたいと考えているのが、先ほども少し紹介させていたいただいた教育現場との一層の連携の強化です。

現在、小中学校の社会科や高等学校の地歴史科などでは、地域学習の重要性が叫ばれております。また、平成十五年度からは高等学校でも総合学習がスタートしました。このような中で、地域学習の素材となる古文書・公文書・絵図・刊本・地図・古写真など、地域の歴史的・文化的遺産(その大半は原資料です)や参考文献を収蔵・公開している当館をぜひご利用していただきたいと考えています。調べ学習や施設見学、就業体験学習、また、先生方の地域資料の教材化のお手伝いなど、私たちのご協力できる事がありましたら、どうぞお気軽にお声をおかけください。

このような活動を通して、より若い世代のみなさんに県立文書館についての認識を深め、利用者となっていたければ幸いです。
(古文書係長)

市町村合併時における資料の保存を

小笠 泰史

文書をのこすのは私たち

先日、大阪で歴史シンポジウム「古代の夢とロマン 卑弥呼―謎の女王像」が開かれた。ご存じのとおり、わが国の歴史上で最も神秘に包まれた人物である「卑弥呼」の実像に迫ろうというわけである。当然、集まった聴衆は熱心に聞き入っていた。卑弥呼の出自や王権との関係、卑弥呼の墓と邪馬台国の位置、彼女は情報通？、現代社会へのメッセージは、などと興味津々の内容であった。その中でパネラーの一人の発言が私の耳に焼きついた。

『魏志倭人伝』すなわち中国人の記録への熱心さに感謝したい。のこしてくれなければ、私たちには卑弥呼や邪馬台国のイメージすらわかなかったのだから」

私たち人類は、社会的活動を行う過程でさまざまな記録をのこしている。殊に国や地方自治体等の行政機関が業務を遂行していく中で作成する公文書等は、組織の活動の記録であると同時に、そこに生きた私たちの貴重な証しであり、記録であり、共有の財産でもある。

その共有財産を収蔵している徳島県

立文書館。「文書館?」、その認知度的な声に対して、私は「徳島県の歴史的・文化的遺産がぎっしり詰まっている所」と答える。いうまでもなく文書館の主な業務は、本県に関係のある古文書や県の行財政の足跡である公文書及び行政資料など、歴史的文化的価値のある史資料を評価選別収集し、整理保存を行い、それらの史資料の目録を作成公開し、県民に広く閲覧・利用していただく機関である。収集数は平成十四年度末で二十万点を超え、そのうち十八万点近くが整理を終え、閲覧が可能になっている。

地域の遺産、合併後も大切に

二〇〇五(平成十七)年三月末の合併特例法の期限まで一年余り。現在、全国的に「平成の大合併」と呼ばれる今回の市町村合併の嵐が本県も含めて吹きあれている。昭和三十年代に行われた「昭和の大合併」のさい、貴重な文書が多く失われたことは記憶に新しい。その教訓を生かし、二〇〇一(平成十三)年全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)は、合併時に公文書等保存を徹底することを国に要

請し、翌年、総務庁は各都道府県に全史料協の要請の趣旨に基づき適切な助言を行い、併せて各市町村に対して周知の要請が出されている。さらに昨年、全史料協は「市町村合併時における公文書の保存を求める声明」を発表し、その必要性を再度訴えている。

今あらためて公文書館法(昭和六十二年法律第一一五号)の第三条に明記されている「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する」という文言を真摯に受け止め、歴史の生き証人である記録遺産をのこす手だてを、地域に合わせた形で考えていかなければならない。公文書等は、引き継がれてきた歴史を未来へと伝えるものであり、そこに託されている歴史的事実、そこから生まれる新しい発見・思考は現代に生きる私たちに何かを語りかけ、あるべき姿を示唆している。

先般、京都府行政文書が、国の重要文化財に指定された一例は公文書をめぐる新しい時代の到来を象徴している出来事のひとつである。このように、歴史資料として重要な価値を有する公文書等は、私たち国民一人ひとりの共有財産である。市町村合併、そして学校等の統廃合とあいまって公文書等が散逸や廃棄されることがないように、その保存と利用が将来にわたって保証される体制づくりが求められている。地域の歴史を知るための資料がなくな

ることは、地域の歴史が失われることを意味する。新しい自治体が設置され、庁舎移転などで行方が分からなくなったり、廃棄されることがないように貴重な歴史資料を引き継ぎ大切に保管していく必要がある。

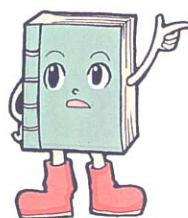
そのような中、昨年来、国レベルでも「歴史資料として重要な公文書等の体系的な保存は政府の責務」であるとして、その保存及び利用に係る制度の進展充実が検討されている。その専門機関である当館の果たすべき役割・使命を再認識するとともに、併せて公文書保存システム確立への皆様方のご理解と協力を切に願いたい。近年、行政に対する説明責任の要請や住民参加による公正な政策を推進する必要性からも、重要な公文書等の体系的な移管、保存、また県民の方々への身近な利用に向けたより充実した取り組みが当館としても急がれる。

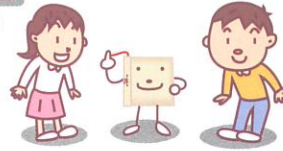
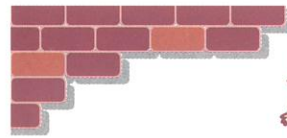
今回の町村合併等の動きを資料保存のチャンスととらえ直し、住民参加のもと、その保存や活用について共に考える機会となることを期待してやまない。

(館長)

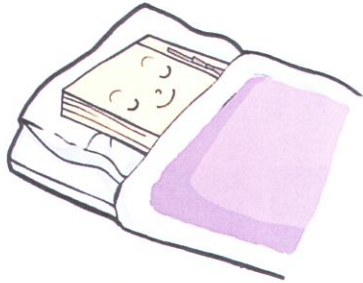
地域の歴史資料を
未来に伝えよう!!

緊急
アピール





文書館って



公文書を保存するにはこんな意味があるんじょ。



歴史資料

公文書は、「国や地域の歴史資料としても第一級」のものなので、文書館が収集・保存しています。公文書は、再生不可能な、この世に2つと存在しない「文化財」なのです。

記録の
記録の

古文書や公文書が眠っていませんか？



見てください！

閲覧



だれでも簡単に資料を見る事ができるんじょ！

5年以上の保存

文書館は「歴史的文化的価値のある文書」《文書館資料の収集及び保存に関する

文書館



閲覧など

- 閲覧資料の検索
- 閲覧表の提出
- 複写申請書の提出
- 出版物等掲載許可申請書の提出

※作成後30年経過した公文書などが閲覧できます。

保存

- ★くん蒸処理
- ★ホチキスの除去
- ★必要最少限の補修
- ★分類

公開の準備

- ★作成課、年度、簿冊名、文書件名、キーワードなどの入力
- ★利用制限の審査・「袋がけ」・理由表示
- ★資料番号ラベルの貼付
- ★書架への配架

閲覧までの工程

講演会や講座なども開いてるんじょ。



文書館資料

個人情報

《文書館利用要

文書を審査し、プライバシー該当箇所には「袋がけ」して、



◎行政が作成した公文書や行政資料は、再生不能で歴史的価値の高い資料が失われないよう、保存しましょう。 ◎また、史誌などを編さんして与えてくれる文書資料を後世に伝えていきましょう。保存に関するお問い合わせ

何するところ? ~公文書を保存する意味~

行政の検証

維持は、行政自らが組織を合理化し、活性化し、より有意化していくことに役立ちます。

公開は、公平性・先見性・実効性などを広汎な視点から検証することとなり、より効率的な行政運営の道が拓かれることとなります。

アイデンティティの確立

文書館の資料により、自らの地域の歴史を知ることで、現状認識が高まり、確たる未来像を描ける自己や地域を築き上げる手助けができます。



公文書の管理と公開

《文書管理規則・文書規程》

公文書を廃棄しようとするときは文書館に「廃棄文書目録」を送付

選別収集

《選別協議》

請求にはいろいろと手続きがあるんじゃないよ。



見てください!

公開請求



各課・出先機関

《情報公開条例》

総合窓口(県庁総務課)や、各課・出先機関で受付ます。



公開の請求(県内人)

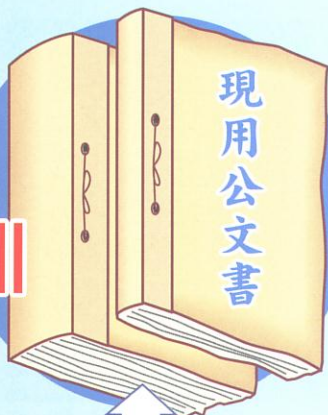
- 広い意味で県民の方が請求できます。
- 原則公開となっています。
- 不服の申立てができます。



公開の申出(県外人)

- 公開請求権を有しない県外在住者などが申出できます。
- 公開の申出に応ずるよう努めることとなっています。
- 不服申立てはできません。

選別収集



プライバシーはきちんと保護されてるんだね!



秘
個人(法人)情報の保護

個人情報
保護法など
の適用を受けるため
に制限している。

《個人情報保護条例》第10条(適正管理)第3項
保有する必要のなくなった個人情報は速やかに廃棄。
ただし「歴史的文化的価値を有する資料」はこの限りでない。

ものです。市町村合併や庁舎・校舎の改築・移転・統廃合などにより貴重なものも、そのバックデータは必要です。地域の誇りや、地域活動に豊かな示唆を授けたい。ぜひ文書館へ

手塚喜久雄(副館長兼公文書係長)

文書館のあゆみ

(平成15年7月～12月)

- 7月2日 資料調査(脇町武田家)
- 3日 四国地区人権・同和教育研究大会(4日 徳島市内各会場)
- 5日 第5回古文書講座(初級)「法令文書を読む2」元居書抜を読む」
- 7日 アーカイブズ・カレッジ(25日 国文学研究資料館史料館)
- 9日 文化の森職員人権問題研修会
- 13日 第26回資料紹介展示講演会(法政大学中野栄夫教授)
- 15日 徳島大学学生研修
- 19日 第6回古文書講座(初級)「種付帳を読む1」
- 24日 古文書保存講座(25日)
- 8月1日 徳島北高校生徒インターンシップ
- 2日 第7回古文書講座(初級)「種付帳を読む2」
- 5日 文化の森同和啓発ホスター・資料展(10日)
- 7日 第26回企画展「阿波・武道の広がり」(10月26日)
- 9日 第1回文書館協議会
- 16日 第1回資料調査員会議
- 17日 第8回古文書講座(初級)「土地証文を読む1」
- 22日 鳴門第一高校生徒研修
- 24日 教職10年次研修(25日 29日)
- 30日 第9回古文書講座(初級)「土地証文を読む2」
- 9月2日 京大学生来館(上月文書調査)
- 13日 古文書を読む会運営委員会
- 20日 第10回古文書講座(初級)「制札を読む」・閉講式
- 26日 第1回古文書講座(中級)開講式・徳野隆氏「百姓一揆関連史料を読む」
- 27日 第2回全国歴史史料保存利用機関連絡協議会役員会(東京都全国町村会館)
- 27日 第2回古文書講座(中級)阿部聡美氏「民衆から見た御一新への期待」
- 4日 第3回古文書講座(中級)名倉佳之氏「江戸中期徳島藩における武士の修学」
- 9日 徳島県人権・同和教育研究大会(10日 徳島市内各会場)
- 11日 第4回古文書講座(中級)松下師一氏「村と郡代とのせめぎあい」
- 13日 第26回企画展展示解説②
- 18日 第5回古文書講座(中級)松本博氏「民衆史料を読む」・閉講式
- 23日 全国都道府県史協議会(24日 千葉市)
- 24日 古文書を読む会臨地見学会(貞光町・半田町)
- 25日 第1回歴史講座開講式・石尾和仁氏「中世村人の生活」
- 28日 第27回企画展「褒められた人々―江戸時代阿波の褒状―」(平成16年2月1日)
- 30日 公文書管理・保存講座
- 11月6日 第1回県教委事務局幹部職員人権問題研修会(婦人会館)
- 7日 八万南小学校3年生見学①
- 16日 歴史講演会・高橋啓氏「褒められた人々―近世阿波の領主と農民―」
- 18日 八万南小学校3年生見学②
- 19日 全国歴史史料保存利用機関連絡協議会全国大会(21日 仙台市)
- 22日 第2回歴史講座宮本和宏氏「種付帳から見た近世村落の姿」
- 28日 先進地博物館視察(新居浜市広瀬記念館)
- 職員健康診断
- 12月2日 文化の森人権啓発展(文化の森五館共催 7日)
- 3日 公文書利用制限審査会
- 13日 古文書を読む会運営委員会
- 16日 第3回歴史講座立石一氏「吉野川流域における阿波型農業の成立」
- 18日 資料撮影(18日)
- 行政資料収集(県庁他)

古文書を読む会 第3回臨地見学会後記
小野寺家・永井家・酒井家の里
 貞光・半田を歩く
 名倉佳之・阿部聡美

平成一五年一〇月二四日に徳島の古文書を読む会は貞光・半田を巡見した。当日は目の覚めるような晴天に恵まれ、会員四六名、事務局三名の計四名が臨地見学会に参加した。

山下忠氏による説明の後、松尾神社を出発し、旧伊予街道・代官所跡を巡り、町文化財に指定されている旧貞光村庄屋永井家屋敷を訪れた。ここでは上柿源内氏に解説して頂いた後自由にも屋敷内を見学した。樹齢五〇〇年にも及ぶ御所柿を目前にすると思わずタイムスリップしてしまう程の迫力に驚嘆とシャッター音が鳴り響いた。

また、うだつの町並みは全国的にも珍しい「二層うだつ」といわれるもので、正面に装飾として家ごとに異なる鍍絵(漆喰細工)が施された美しい装飾である。どの家も同じ絵柄が無く、その清廉なたたずまいに心奪われた。また、明治期における小野寺家は貞光村・大田村の戸長となり、自宅に戸長役場が設置された。(半田への移動途中で藤森(三王)堤防跡を見学し、「とみなが」にて昼食をとった。)

半田への移動後は、篠原俊次氏の解説に耳を傾けた。バスから降りて坂道を下ると、江戸中期以降、吉野川水運

で栄えた小野浜の常夜灯が見えてきた。その後、JR徳島線北側脇にある酒井家跡及酒井家文書を保存していた旧宅を見た。ここから小野浜へは目と鼻の先である。この度訪れた酒井家(寄託文書、公開)、小野寺家(寄託文書、調査中)共に当館で保管している。最後に、半田町役場前に堂々と建立されている「半田根心舎由来碑」は、性善舎(徳島)、学半舎(撫養)と共に阿波の心学三講舎と呼ばれ、堺井弥蔵、大久保熊三郎などを育成すると共に、後世にも多大な影響を与えた。

この度の臨地見学会を通じてそれぞれ古文書を読むとはなにか、を再考する良い機会となったのではないだろうか。



根心舎由来碑の前で話に耳を傾ける皆さん

最後になりましたが、この度の臨地見学会が行われるにあたり、貞光町教育委員会、半田町役場の温かいご案内を頂きました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。(文化推進員)

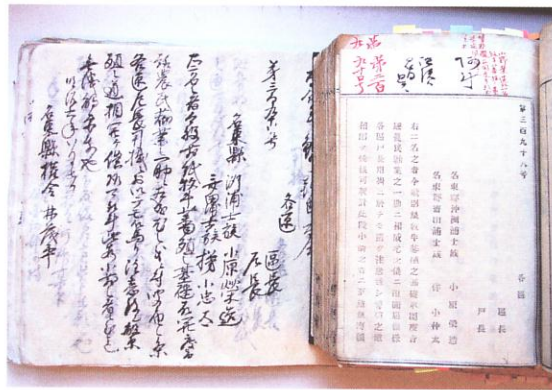
古文書の
世界
補完し合う「公文書」と「古文書」

〈公文書「管内布達」と古文書「御用録」〉

いま県立文書館の整理室では、つい最近収集されてきた公文書「管内布達」の不揃い断片千数百点が持ち込まれ、整理・保存のための分類・修復作業が行われている。この文書は、その余白に書き込まれたメモから推測して、旧板野郡内の旧家（元村役人か）に所蔵されていたものと思われる。公文書担当者によれば、文書布達の時期は明治七年から同十七年まで逐年におよんでいるが、纏まりのある綴りとして存在していたものとはいわがたく、途中散逸している部分が多数箇所に及んでいるとのことである。



収集された「管内布達」の断片



(右)は県庁より移管された『管内布達』、(左)は『御用録』の中に収録されている同一番号の「布達」控え

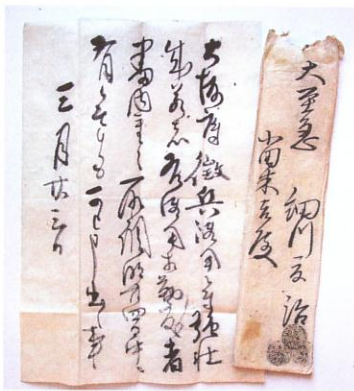
一方、当館には県庁より移管された公文書『管内布達』（明治四年より）が収蔵されている。これは年度ごとに簿冊として纏められている。収載されている布達文書に付されている文書号数は断続的で、すべての布達が網羅さ

れているものではないが、号数番号の若い順に収録されている。その一方、古文書担当者は「勘田家文書」の内「御用録」（明治六・七年）の仮目録採りを進めている。この『御用録』は那賀郡百合村の元庄屋であり、明治に入っては同村の里長補・副戸長・戸長等を歴任する勘田準平によって書き留められた記録である。したがって、その記録は維新変革のなかで村に下ろされてきたさまざまな布告類を職務上の必要から書き留めた「控」となっている。そして、この『御用録』にも時間的な前後の関係は無視されつ

つも間欠的に多数の番号が付されている。実はその番号はすべて『管内布達』に付された布達文書番号と一致していることが判明した。しかも、この三つの文書（公文書「管内布達」・旧家より収集の「管内布達」断片文書・勘田家文書「御用録」）がいずれも互いに欠落部分をもちながらも補完し合っていることが判明するに至った。つまり、この三者を一連の史料として捉え直した場合、完璧に全布達が揃いきるとい

うわけではないが、「管内布達」の史料の価値は驚くほど高まるのである。そればかりではない。例えば一つの事例を取り上げてみよう。この一連の「布達」史料群は新たな古文書史料の「謎」を解く役割を果たすであろうと考えられるのである。

つぎに掲げる文書は、当館収蔵の「西崎家文書」の中の一連の書簡である。



「西崎家文書」書簡

史料中の細川夏治は榑淵村の大里長・戸長・第九大区二小区一等戸長等を勤め、また小田米吉は立江村の里長・副戸長等を勤めた人物である。こ

の「大至急」の封書の持つ意味は何か。封書表書の筆跡と内容書面のそれとは異なる。いつ、何を目的に、「大坂府徴兵御用」として、村の「強壯成る若者」に兵役の負担を要請しようとしたものであろうか。明治政府管下の鎮台兵は「内国ヲ鎮庄スルノ具ニシテ外ニ備フル所以ニ非ス」といった政府要人の意見書をはじめ、その後の日本近代の兵制を見通しながら、さきに見た公文書「管内布達」に記録されている事実を追及することによって、右の古文書が語りきっていないものが見えてくるに違いないのである。その意味では、ここに豊富に出揃いつつある公文書「管内布達」は、それぞれの時代を読み取っていく「羅針盤」の役割を果たすであろうと考えられる。

「古文書」と「公文書」の「対話」は歴史の重要な空白を埋める。その円滑な運用は文書館の今後の重要な課題であるといえよう。

（なお、当館に所蔵されている武田家文書『御触控（御布告写）』は、天保八年から明治五年におよんでいる。『徳島県立文書館研究紀要』第三・四号参照）

- 文責 松本 博（主任専門員）
執筆協力 阿部萬里子（文化推進員）
阿部 聡美（文化推進員）
井上 千幸

講座のご案内

二コース制の古文書講座

初級と中級の二コース制を採用し、より充実したものとしています。場所は当館講座室です。時間は午後二時から午後四時まで。

◎初級コース

このコースは、文語体の読み方・くずし字辞典の引き方・文字の読み方・文意の取り方をはじめとして、古文書で使用する文字の基礎をじっくりと確実に学習していただくコースです。

◎講座定員 二十五名程度

◎申込締切 四月二十四日(土)

◎講座日程 5/8・22、6/5・19

(隔週土曜日)7/3・17・31、8/21

9/4・18の十回。

◎中級コース

募集は初級コースとは別にし、初級コース修了者及びある程度古文書が読める方を対象とします。講師は原則として外部講師に来ていただき、県下のさまざまな古文書を教材として学習していただきます。

◎講座定員 二十五名程度

◎申込締切 九月十一日(土)

◎講座日程 九月二十五日・十月二十三日

の毎週土曜日

【応募要領】

受講を希望される方は、往復ハガキに①郵便番号 ②住所 ③氏名 ④電話

古文書保存講座

番号と、返信用に、ご自分の住所・氏名をご記入のうえ、徳島県立文書館古文書講座係までお申し込み下さい。なお、希望者多数の場合は、抽選させていただきます。

記録遺産としての古文書の保存や活用を図るため、史料管理の理論と実際について学び、古文書の修復や補修の実習をしていただく講座です。

◎講座定員 二十五名程度

◎申込締切 七月八日(木)

◎講座日程 七月二十二日(木)

・二十三日(金)

【応募要領】

受講を希望される方は、所定の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、徳島県立文書館古文書保存講座係までお申し込み下さい。なお、希望者多数の場合は、抽選させていただきます。

※すべて無料です。

詳しくは徳島県立文書館古文書係までご連絡ください。



お気軽にお申し込み下さい。

文書館の利用案内

利用方法

- 閲覧室の検索用端末機で必要な資料を検索し、閲覧票に必要事項を記入して、受付に提出してください
- 閲覧室の書架に配置された行政資料等は、自由に閲覧できます。
- 資料の複写や出版物等への掲載は、受付へ申し込んで所定の手続きをしてください。
- 複写サービスは実費をいただきます。
- 資料の館外貸し出しは原則として行いません。

開館時間

○午前九時三十分～午後五時

休館日

○毎週月曜日

(祝祭日の場合は翌日)

○毎月第三木曜日

※平成十六年八月二日は開館し
ます。

※資料整理・燻蒸のため必要に応じて臨時休館することがあります。

交通のご案内

◇JR徳島駅から

徳島市営バス利用

約二十五分

◇JR牟岐線文化の森駅下車徒歩
約三十五分



文書館だより

第22号

平成十六年三月十日発行

編集兼発行 徳島県立文書館

〒七七〇一八〇七〇

徳島市八万町向寺山

文化の森総合公園内

〒〇八八六六八三三〇〇

ナカガワ・アド株式会社

印刷